

## 森と木の利活用促進支援事業実施要綱

令和8年5月14日付8産労農森第130号

### (趣旨)

第1 多摩産材の利用拡大に向け、木育や木材利用の普及啓発に関するイベントを行う団体、個人事業主や法人に対して支援を行うことで、更なる木材需要の喚起を図り、森林循環の促進につなげることを目的とする。

### (事業実施主体)

第2 事業の実施主体は、森林所有者、林業経営者、木材関連団体、個人事業主及び法人とする。ただし、いずれも都内に活動拠点を有する者とする。

### (事業内容)

第3 事業実施主体が主催又は共催し都内において実施する、多摩産材の利点や利用する意義への理解を深め、多摩産材の普及を促進するための以下の事業に係る経費を支援する。

- (1) 普及啓発に資するイベントの開催、外部展示会等への出展、木材関連施設等への展示及び木材情報の発信等
- (2) 木工教室、林業現場見学又は体験及び植樹等の木育活動
- (3) 多摩産材の知識習得を目的とした講演会、セミナー、研修会等

### (助成措置)

第4 知事は、本事業の実施のために必要な経費を別に定めるところにより、予算の範囲内において助成するものとする。

### (費用負担)

第5 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項については、別に定めるものとする。

### 附 則

この要綱は、令和8年5月14日から施行する。